



令和元年9月9日

各位

会社名 株式会社平山ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 平山 善一
(コード番号: 7781 東証JASDAQ)
問合せ先 グループ戦略本部
(TEL: 03-5769-4680)

第三者委員会の調査報告書公表等に関するお知らせ

当社は、令和元年9月6日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の連結子会社である FUNtoFUN 株式会社が行ったコンサルティング業務に係る売上取引の実在性に係る疑義に関し、第三者委員会より「調査報告書」を受領いたしました。

この度、プライバシー及び機密情報保護等の観点から、部分的な非公表措置（略称の変更を含みます。）が施された「調査報告書（公表版）」を受領いたしましたので、添付のとおり、公表いたします。

記

1. 第三者委員会の調査結果

第三者委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書（公表版）」のとおりです。

2. 第三者委員会の調査結果を受けた当社の対応方針

当社は、第三者委員会が認定した事実と原因分析に基づいた実行すべき再発防止策の提言を真摯に受け止め、再発防止策に沿った運用を実行するとともに、企業基盤の見直しを図ってまいります。

なお、過年度の決算短信および四半期決算短信の訂正が生じるような事案はございません。

また、発表を延期させていただいていた「第53期（令和元年6月期）決算短信」についても、本日開示いたします。

当社がこの度の不適切行為を未然に防止することができなかったことを厳粛に受け止め、深く反省するとともに、株主・投資家をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

今後は、全社一丸となって再発防止策を実行し改善に努め信頼の回復をはかってまいりますので、ご理解とご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上

調査報告書

2019年9月6日

(公表版)

株式会社平山ホールディングス 第三者委員会

株式会社平山ホールディングス 御中

株式会社平山ホールディングス 第三者委員会

委員長 増 田 健 一

委 員 岩 田 知 孝

委 員 三 宅 英 貴

目次

第1 調査の概要	1
1 第三者委員会を設置した経緯	1
2 調査の目的・範囲	1
3 調査体制等	2
(1) 当委員会の構成	2
(2) 当委員会の運営に係る方針及び準則	2
第2 調査手続の概要	4
1 調査実施期間	4
2 調査対象期間	4
3 実施した調査手続の概要	4
(1) 関係資料の確認・精査	4
(2) 関係者に対するインタビュー	4
(3) 会計分析・調査等	5
(4) デジタル・フォレンジック調査	5
(5) アンケート調査	6
(6) 会計監査人との情報交換	6
4 前提事項	6
5 制限事項	7
第3 当社グループの概要	8
1 当社グループの沿革・事業内容等	8
2 当社グループのガバナンス体制	9
(1) 取締役会及び業務執行体制の概要	9
(2) 監査役会の活動状況	10
(3) 内部監査室の活動状況	10

(4)	グループ・コンプライアンスの状況.....	10
(5)	関係会社の管理体制.....	10
(6)	外部監査の状況.....	11
第4	FTF社の概要.....	12
1	FTF社の事業内容等.....	12
2	FTF社の業務執行体制及びガバナンス体制.....	13
(1)	業務執行体制の概要.....	13
(2)	ガバナンス体制の概要.....	14
第5	本件調査対象取引に係る事実関係の概要.....	15
1	本件調査対象取引の前提事実.....	15
(1)	大松自動車の民事再生手続の経過.....	15
(2)	民事再生手続中の当社の大松自動車に対する支援.....	16
(3)	FTF社が大松自動車の再生に関与した経緯・状況.....	17
2	FTF社が本件調査対象取引で売上計上した経緯・状況.....	18
(1)	本件当初派遣取引で売上計上した経緯.....	18
(2)	本件職業紹介取引で売上計上した経緯.....	19
(3)	本件転籍派遣取引で売上計上した経緯.....	20
(4)	本件コンサル取引で売上計上した状況.....	21
(5)	FTF社のれんの減損に関するトーマツとの協議の状況.....	24
3	本件調査対象取引の法的問題点及び会計処理の妥当性についての検証.....	27
(1)	本件当初派遣取引の法的問題点及び会計処理の妥当性について.....	27
ア	取引内容及び関連事実.....	27
イ	法的問題点の検討.....	27
ウ	適用される会計基準.....	28
エ	会計処理の妥当性に関する判断.....	29
(2)	本件職業紹介取引の法的問題点及び会計処理の妥当性について.....	29
ア	取引内容及び関連事実.....	29

イ	法的問題点の検討	29
ウ	適用される会計基準	30
エ	会計処理の妥当性に関する判断	30
(3)	本件転籍派遣取引の法的問題点及び会計処理の妥当性について	31
ア	取引内容及び関連事実	31
イ	法的問題点の検討	31
ウ	適用される会計基準	31
エ	会計処理の妥当性に関する判断	32
(4)	本件コンサル取引の法的問題点及び会計処理の妥当性について	32
ア	取引内容及び関連事実	32
イ	法的問題点の検討	33
ウ	適用される会計基準	33
エ	会計処理の妥当性に関する判断	33
(5)	本件コンサル取引の意図性・動機について	34
ア	M氏の説明内容	34
イ	本件コンサル取引実行時のM氏の意図	34
ウ	本件コンサル取引を実行した動機	35
第6	類似事象の有無の調査	38
1	実施した調査の概要	38
2	関係会社間取引及びFTF社の売上取引の検証	38
3	業務フロー・職務権限の検証	38
4	アンケート調査	38
5	デジタル・フォレンジック調査	39
第7	本件の発生原因の分析	40
1	グループ戦略本部に対する牽制機能の問題	40
2	FTF社におけるコンプライアンス態勢の問題	40
3	人材不足による脆弱な管理体制	41
第8	再発防止策の提言	42
1	グループ管理体制の強化	42
2	FTF社におけるコンプライアンス態勢の強化	42

3	会計監査人とのコミュニケーションの円滑化.....	42
4	中長期的な人材育成プランの策定・実行.....	43
第9	結語.....	44
別紙	連結グループ加入前の役務提供取引が与える影響.....	45

略語集

略語	正式名称等
当社	株式会社平山ホールディングス
FTF 社	FUNtoFUN 株式会社
大松自動車	株式会社大松自動車 (2019年7月18日付商号変更後の「大松サービシーズ」)
平山社	株式会社平山
トーマツ	有限責任監査法人トーマツ
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

第1 調査の概要

1 第三者委員会を設置した経緯

当社は、2018年7月にFTF社の全株式を取得して連結子会社化し、2019年7月以降に大松自動車についても民事再生手続のスポンサーとして全株式を取得して連結子会社化を予定していたところ、2019年6月期決算の過程において、会計監査人であるトーマツから、FTF社が2018年9月から2019年6月までを役務提供期間として行ったコンサルティング業務に係る売上取引（以下「**本件コンサル取引**」という。）の実在性に係る疑義の指摘を受けた。

FTF社は、2019年6月に本件コンサル取引の売上40百万円を一括計上していたが、トーマツからの指摘を受けて当社が本件コンサル取引の事実関係等の確認を行った結果、本件コンサル取引は、FTF社において稟議書による決裁手続がとられておらず、実在性に疑義があることが判明した。

こうした状況を踏まえ、当社は、2019年8月2日開催の臨時取締役会の決議により、当社と利害関係のない外部専門家によって構成される第三者委員会（以下「**当委員会**」という。）を設置し、同日、「第三者委員会の設置のお知らせ」と題する適時開示を行った¹。

2 調査の目的・範囲

当委員会は、以下の各項目を委嘱事項として調査を実施した。

- ① FTF社が大松自動車に対して2019年4月から6月にかけて売上計上した本件コンサル取引、有料職業紹介取引及び労働者派遣取引（総称して、以下「**本件調査対象取引**」という。）の事実関係の解明
- ② 本件調査対象取引に係る会計処理の妥当性に関する検証
- ③ 類似事象の確認
- ④ 原因の分析と再発防止策に関する提言
- ⑤ その他、当委員会が必要と認めた事項

なお、当委員会は、初動時の情報収集により、本件コンサル取引以外にも会計処理の妥当性に疑義がある取引があることを把握し、調査スコープとして上記①を設定した。また、当委員会は、初動時の情報収集により、本件調査対象取引は、当社の執行役員グループ戦略本部長（2019年7月1日付人事異動まではグループ管理本部長を兼務）であるとともにFTF社の取締役も兼務するM氏²の主導によるものとの仮説を

¹ なお、当社の2019年8月2日付適時開示では、本件コンサル取引に係る売上として2019年6月に約60百万円を一括計上した旨開示されているものの、本件コンサル取引の売上として同年6月に一括計上された金額は実際には40百万円（税抜）である。

² なお、M氏は、2019年7月18日以降、大松自動車の取締役を兼務する。

想定し、こうした仮説を検証するアプローチで上記①及び②の調査を実施することとした。

3 調査体制等

(1) 当委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりであり、委員長及び両委員は、いずれも当社から業務を受任したことはなく、当社と利害関係を有しない外部専門家として選任された。

委員長	増田 健一 (弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所)
委員	岩田 知孝 (弁護士・公認会計士 株式会社 KPMG FAS)
委員	三宅 英貴 (弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所)

当委員会は、以下の外部専門家を調査補助者として選定し、当委員会の実施する各種の調査手続に活用した。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 池田 彩穂里
弁護士 高田 将寛
弁護士 森 佳苗
弁護士 天野 里美

株式会社 KPMG FAS (以下「**KPMG**」という。)

公認会計士 見越 敬夫
公認会計士 山口 孝之
山田 昴輝
ほか 11 名

また、当委員会は、当社及び FTF 社に関する資料の入手やインタビューのスケジュール調整等の事務的作業については当社の完全子会社である平山社の管理部長兼人事課長を当委員会の事務局として活用した。

(2) 当委員会の運営に係る方針及び準則

当委員会は、日本弁護士連合会の定める「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の趣旨を最大限尊重し、その調査の独立性・中立性・客観性を担保するために、委員長と当社との間で締結された業務委託契約で以下の事項を合意し、

かつ、これらの事項を完全に遵守した。

- ① 調査手続を立案・決定する権限は当委員会にあること
- ② 当委員会の成果物である調査報告書の起案権は当委員会にあること
- ③ 当社、FTF社及びそれらの役職員には当委員会の調査に誠実に協力する義務があり、当委員会に不当な影響を与える行為が禁じられること

第2 調査手続の概要

1 調査実施期間

当委員会は、2019年8月2日に設置され、同年9月5日までの間、調査及び調査結果に基づく検討を実施した。

2 調査対象期間

当社は、2017年3月に「株式会社平山」から現商号に商号変更して持株会社に移行しているが、本件調査対象取引を主導したと想定されるM氏が持株会社制移行前の当社に入社した2016年9月以降を調査対象期間として設定し、主として当該期間における事実関係の調査を実施した。

3 実施した調査手続の概要

当委員会は、大要、以下の調査手続を実施するとともに、当委員会の全委員が一同に会した会議又は電話会議による委員会を合計9回開催し、さらにはインタビューの際に委員間で協議して問題点や調査結果等の検討を行った。

(1) 関係資料の確認・精査

当委員会は、当社その他の関係者から入手した関係資料を確認・精査した。そのうち、主たる関係資料は以下のとおりである。

- ① 当社、FTF社及び大松自動車の組織図等
- ② 当社及びFTF社の社内規程類及び取締役会議事録
- ③ 本件調査対象取引その他FTF社と大松自動車間の取引に係る契約書等の証憑類
- ④ FTF社の稟議書管理簿及び押印申請管理簿
- ⑤ 大松自動車の民事再生手続に関する書類一式
- ⑥ 当社が大松自動車を買収する際の関連資料及びスポンサー契約書案
- ⑦ 当社の直近5年分の決算書、勘定明細、期末・四半期連結精算表、月次残高試算表及び関連会社間の取引明細等
- ⑧ FTF社の直近5年分の決算書、勘定明細、月次残高試算表及び仕訳日記帳等
- ⑨ 大松自動車の2018年9月以降の月次残高試算表及び仕訳日記帳等
- ⑩ トーマツが当社に対して発行した2017年6月期以降のマネジメント・レター、監査役会への報告資料等

(2) 関係者に対するインタビュー

当委員会は、本件調査対象取引について関与した可能性のある当社、FTF社及び大松自動車の役職員その他の関係者に対し、下表のとおり、面談あるいは電話会議

の方法によるインタビューを実施した。

実施日	対象者（敬称略）（実施当時の肩書）	実施方法
8/5	P 弁護士（O 法律事務所 弁護士）	面談
8/6、8/22	A 氏（FTF 社 代表取締役社長）	面談
	B 氏（FTF 社 常務取締役 FE 事業本部長）	面談
8/6	C 氏（FTF 社 管理本部経理財務部長）	面談
	H 氏（大松サービシーズ 代表取締役 兼 株式会社トップエンジニアリング 取締役兼経理部長） ³	面談
8/7、8/26	M 氏（当社 執行役員グループ戦略本部長 兼 FTF 社 取締役）	面談
8/13	E 氏（大松自動車 元代表取締役）	面談
	F 氏（大松自動車 元取締役）	
	※ インタビュー実施時点では両名とも FTF 社に所属	
	Q 弁護士（O 法律事務所 弁護士）	面談
8/14	J 氏（当社 グループ管理本部グループ管理本部長代理）	面談
8/15	S 会計士（R コンサルティング 公認会計士・税理士）	面談
	K 氏（当社 グループ管理本部グループ財務経理）	電話会議
8/23	D 氏（FTF 社 総務人事部長）	電話会議
8/26	高橋 博良（当社 常勤監査役）	面談
	住友 千良（当社 監査役）	
8/27	平山 恵一（当社 専務取締役）	面談
8/28	平山 善一（当社 代表取締役社長）	面談

(3) 会計分析・調査等

当委員会は、調査補助者である KPMG に指示して、2018 年 7 月から 2019 年 6 月までの間の FTF 社の売上分析等の調査を実施した。

また、大松自動車と当社の関連会社との取引の有無を確認する調査も実施した。

(4) デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、調査補助者である KPMG に指示して、本件調査対象取引への関与が想定される当社、FTF 社、大松自動車その他当社の関連会社 4 社の役職員全 37 名のメールアドレス、PC 及び貸与携帯の電子データを保全した。

³ なお、H 氏は、従前から当社の連結子会社である株式会社トップエンジニアリングに所属しており、2019 年 2 月以降は当社に出向してグループ戦略本部副部長も兼務している。

そのうち、本件調査対象取引への関与が特に疑われるなどの理由により優先順位の高い15名について、2016年6月以降のメールデータをキーワード検索により絞り込んだ50,934件のレビューを実施し、本件調査対象取引に関連する重要メールとして抽出された135件を証拠として活用した。

(5) アンケート調査

当委員会は、本件調査対象取引の類似事象の調査の一環として、当社、平山社及びFTF社を含む当社グループ8社の役職員170名を対象として、本件コンサル取引以外で、本来必要となる決裁手続を経ないで実行された売上又は利益を増加させる取引などへの関与の有無等を質問する内容のアンケート調査を実施した。

当該アンケート調査は、2019年8月13日から同月20日までの間、当委員会が設置した専用のWebページに各対象者がアクセスして回答する方法により、回答者が特定される形で回答内容が当社グループに共有されることはない旨及び回答者自身が故意に不適切な行為を行っていると思われるような場合を除いて回答内容を理由として回答者に不利益を課すことはない旨を告知した上で実施した。

当該アンケート調査の結果、対象者170名のうち全員（回収率100%）から回答を得て当委員会の調査に活用するとともに、当委員会が必要と判断したものについてはフォローアップの調査を実施した。

(6) 会計監査人との情報交換

当委員会は、当社が2019年6月期決算を早期に確定する必要がある状況を踏まえ、当社の会計監査人であるトーマツとの間で、当委員会の調査の進捗状況とトーマツの監査の進捗状況の情報交換を目的とした面談を複数回実施した。

また、トーマツからは、当社がFTF社の買収により計上したのれんの評価について、2019年6月期の期末決算に向けて当社とトーマツの間で行われた議論の事実経過等についての情報提供があり、当委員会の調査に活用した。

4 前提事項

当委員会の調査は、以下の各事項を前提としている。

- ① 当社、FTF社その他の関係者が当委員会に提出した関係資料は全て真正かつ完全な原本又はその正確な写しであること
- ② 当委員会の調査は強制的な調査権に基づくものではなく、関係者の任意の協力に基づくものであること
- ③ 当委員会の調査結果は、調査実施期間内に当委員会が収集することができた関係資料や関係者の供述等に基づくものであり、調査の目的に関係する資料や関係者の供述等の全てを網羅的に収集したものではないこと

- ④ 当委員会の調査は、本件調査対象取引に関与した関係者の法的責任の追及や社内処分を目的とするものではなく、本調査報告書はそのような目的で使用されることを想定していないこと

5 制限事項

当委員会が計画した調査手続は概ね実施することができたが、以下の各事項について制限が生じた。

- ① 当委員会は2019年8月2日に設置されて調査を開始したものの、当社の定時株主総会を予定通り開催するためには、調査範囲が拡大する必要が生じないことを前提として2019年9月初旬までに調査を終了させる必要があり、当委員会の調査はこうした極めて切迫した時間的制約のなかで実施されたこと
- ② 当社の元財務経理部長については、当委員会のインタビューを実施するために調査協力を求めたものの、同人からの協力が得られず、インタビューの実施に至らなかったこと
- ③ 本調査報告書は、上記4記載の前提事項のもと、当社その他の関係者から提出された関係資料や関係者の供述等を検討して作成されたものであり、当委員会の調査終了後、当委員会が検討しなかった関係資料や関係者の供述等により新たな事実が判明した場合には本調査報告書と異なる結論に至ることもあり得ること

第3 当社グループの概要

当委員会の調査実施時点における当社グループの概要は以下のとおりである。

1 当社グループの沿革・事業内容等

当社グループは、創業者である平山上一氏が1955年12月に山口県下関市にて個人創業した日用品の卸売業が業容を拡大することにより1967年5月に設立された有限会社平山商店に起源を有する。

1989年には製造業の製造工程に対する請負業務（現在のインソーシング・派遣事業）を開始し、1992年に株式会社に組織変更後、1999年には一般労働者派遣事業の許可を、2003年には有料職業紹介事業の許可をそれぞれ取得して業容を拡大するとともに、2004年には東京本社を開設した（東京本社は2010年に中央区から港区に移転した。）。

その後、2015年7月に東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場した。

当社グループは、グループ経営の意思決定と各事業における業務執行体制を分離することにより、グループの各事業が環境変化に迅速に対応できる体制構築と責任・権限の明確化を図り、ガバナンスの徹底と意思決定の迅速化による企業競争力の強化を目的として2017年3月に持株会社体制へ移行し、それに伴って、当社は、「株式会社平山」から「株式会社平山ホールディングス」に商号変更し、グループ会社の経営管理等を業務内容とする持株会社となった。また、平山社は、2016年12月に事業承継会社として設立された「平山分割準備株式会社」を前身としており、持株会社体制への移行時に「株式会社平山」に商号変更されて現在の平山社となった。

2018年6月末時点において、当社グループは、当社、連結子会社9社、非連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社により構成されており、主な事業として、①顧客企業内の製造工程等における製造請負・製造派遣を中心とするインソーシング・派遣事業、②エンジニアリング分野への技術者派遣に特化した技術者派遣事業、③海外における製造派遣を中心とした海外事業を営んでいる。

最近の経営戦略では、グループ売上高200億円の早期達成に向け、主力事業である国内製造業向けインソーシング・派遣事業の市場拡大による増収を見込んだ取組みなどを行っている。また、経営指標としては、売上高総利益率及び販売管理費率を重視し、売上高営業利益率を中期的に5%、長期的に8%を経営目標として掲げている。

当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間とされており、最近5会計年度の連結経営指標は下表のとおりである。

(百万円)

	2014年6月期	2015年6月期	2016年6月期	2017年6月期	2018年6月期
売上高	8,250	8,995	9,747	11,642	13,593
営業利益	319	378	128	39	214
経常利益	325	380	64	87	214
親会社株主に帰属 する当期純利益	182	193	14	147	348
純資産額	1,283	1,507	2,144	2,185	2,529

当委員会の調査実施時点において、当社の資本金は435百万円、連結での従業員数は2018年6月期で1,511名（その他、臨時雇用者数は年間平均で4,625名）である。

2 当社グループのガバナンス体制

当社は、監査役会設置会社であり、ガバナンスの状況や主要な機関の活動状況等は以下のとおりである。

(1) 取締役会及び業務執行体制の概要

当社の取締役会は、代表取締役である平山善一氏（以下「平山社長」という。）及び専務取締役である平山恵一氏（以下「平山専務」という。）の他、事業会社での経験が豊富で独立役員として指定された社外取締役2名を含む取締役4名で構成されている。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行の状況を監督している。

また、業務執行については、M氏を含む2名を執行役員として選任し、権限移譲による組織運営を行っている。そして、常勤取締役である平山社長と平山専務のほか、子会社の取締役及び執行役員で構成される経営会議が毎月1回開催され、取締役会への付議事項の事前討議、取締役会からの委嘱事項について審議・決議を行っている。

なお、M氏は、持株会社化前の当社、すなわち当時の「株式会社平山」に管理本部長代理として2016年9月に入社し、当社が持株会社化した2017年3月に当社のグループ戦略本部長兼IR推進室長に就任し、2018年9月に執行役員に選任された。グループ戦略本部は上場維持、適時開示、IR、広報及び中期経営計画に関する業務や資本政策の立案、新規事業その他経営企画に関する事項を業務分掌とする組織であり、IR推進室はグループ戦略本部内に設置された組織で、上場維持、適時開示及びIRに関する業務を主な業務分掌としていた。これらの職務に加え、M氏は、2018年4月から2019年7月1日までの間、当社のグループ管理本部長も兼務した。グル

ープ管理本部は人事、労務、総務、コンプライアンス、内部統制の整備・運用、経理及び財務に関する業務を業務分掌とする組織であり、M氏が当社グループの経営企画部門と管理部門の責任者を兼務する状況が一定期間継続し、本件調査対象取引はこうした期間に発生した。

(2) 監査役会の活動状況

当社の監査役会は、常勤監査役 1 名及び非常勤監査役 3 名で構成されているが、そのうち 3 名（税理士 2 名及び厚生労働省出身者 1 名）は独立役員として指定された社外監査役である。毎月 1 回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、取締役の業務執行を監視している。また、取締役会には全監査役が出席し、経営会議には常勤監査役が出席して必要に応じて意見陳述を行うなどの活動を行っている。

(3) 内部監査室の活動状況

当社には代表取締役社長直轄の組織として内部監査室が設置されており、専任者 1 名のみが配置されている。内部監査室の業務分掌は、①内部監査に関する業務、②内部統制の評価とされ、当社及び子会社を対象として、業務活動の合理性、効率性、適正性を諸規程に準拠して評価し、代表取締役社長に報告することで不正や誤謬の防止及び業務改善に資する取組みを行っている。

(4) グループ・コンプライアンスの状況

当社は、「企業倫理規程」を整備・運用するとともに、「コンプライアンス規程」を整備し、当社の取締役会をコンプライアンス管理組織としてコンプライアンス違反の予防と対応策の検討・決定、コンプライアンス推進への啓発・教育、コンプライアンス違反に対する再発防止策の検討・実施指示等の業務を行うとしている。

そして、当社の各本部長をコンプライアンス責任者として担当部門のコンプライアンスの取組みを行う体制を構築している。

また、当社には、「内部通報規程」に基づき、外部業者を通報窓口及び相談窓口として、電話と電子メールで利用することができる内部通報窓口が設置されており、当社及び売上規模の大きい一部のグループ会社の役職員を対象として運用されている。なお、FTF 社についても 2018 年 11 月に上記の内部通報窓口が周知され、運用が開始されている模様である。

(5) 関係会社の管理体制

当社は、「関係会社管理規程」を整備し、関係会社の指導・育成、人事、予算及び決算に係る業務などを関係会社業務として規定するとともに、これらの業務は「総

務に準ずる部門」が担当する旨規定している。

他方、当社の取締役会規程では、関連会社から当社の取締役会に付議すべき事前協議事項及び報告事項が規定されており、当社の取締役会で当社グループの経営計画を決議し、管理本部財務経理部からその進捗状況の報告を毎月受けて把握している。また、子会社の社長からも適宜状況報告を受けており、2018年7月に買収したものの実績が計画値を下回る状況で推移した FTF 社についても 2019年1月以降社長から財務数値の報告や営業報告を受ける形で直接的な監督を行っている。

(6) 外部監査の状況

本調査対象期間において、当社の金融商品取引法及び会社法に基づく監査・四半期レビューはトーマツが実施していた。

第4 FTF社の概要

1 FTF社の事業内容等

FTF社は2005年に創業し、①アウトソーシング事業、②有料職業紹介事業、③労働者派遣事業、④労務コンサルティング業、⑤営業コンサルティング業を主な事業内容としている。

東京に本社を置き、全国16か所の営業所や採用センターを拠点として、業界・分野に特化した以下の事業本部制を敷いて事業展開している。

事業本部	事業概要
食品事業本部	食に関連する企業に特化した人財サービスを提供している。
FE事業本部	FEとは「ファクトリー・エンジニアリング (Factory Engineering)」の略であり、ものづくりの根幹となる技術・技能分野に特化した人財を提供している。
流通事業本部	スーパーマーケットなどの流通・小売・サービス業界の顧客に対して接客・販売・レジ・品出し等のスタッフの派遣・店舗請負等のサービスを提供している。
グローバル事業本部	外国人労働者の採用に関するコンサルティングサービス、外国人スタッフ研修などの教育サービス及び行政サービスを提供している。
人財紹介事業本部	主にバックオフィス業務や営業職を中心に人財を提供している。

※ その他、管理本部も置かれているが、管理部門としての業務を行っており、顧客に対する業務提供は行わない。

FTF社は、創業後、数度にわたってオーナーが変遷したが、2018年7月に当社の傘下に入って当社グループの一員となった。すなわち、当時、FTF社は、投資ファンドの支配下にあり、SPCとして活用された株式会社NCI1（以下「NCI1社」という。）とその完全子会社であるFUNtoFUN株式会社（以下「旧FTF社」という。）で構成されていたが、当社は、2018年6月29日付株式譲渡契約に基づき、同年7月2日付でNCI1社の全株式を465百万円で取得した。その後、2018年10月1日付でNCI1社を存続会社、旧FTF社を消滅会社とする吸収合併が行われるとともに、同日付でNCI1社が「FUNtoFUN株式会社」に商号変更されたことにより現在のFTF社に至っている。

当社は、2018年9月末に終了する2019年6月期第1四半期において、期首をみなし取得日としてNCI1社と旧FTF社を連結の範囲に含め、同第1四半期において暫定

的に算定された金額として 567 百万円のもの（以下「FTF 社のれん」という。）を計上して 5 年間の均等償却を行う旨の開示を行っている。その後、当社は、2018 年 12 月末に終了する 2019 年 6 月期第 2 四半期において、両社の合併に伴い、消滅会社であった旧 FTF 社を連結の範囲から除外している。

また、当社の 2018 年 9 月末に終了する 2019 年 6 月期第 1 四半期において、FTF 社の決算日は 1 月 31 日から 9 月 30 日に変更されている。

FTF 社の直近業績（未監査数値）は下表のとおりである。

（百万円）

	2015 年 1 月期	2016 年 1 月期	2017 年 1 月期	2018 年 1 月期	2018 年 9 月期
売上高	1,762	2,354	3,160	3,912	2,956
営業利益	20	53	57	63	8
経常利益	18	51	58	59	7
当期純利益	△22	27	30	40	5
純資産額	58	86	116	156	162

FTF 社の資本金は 100 百万円、役職員数は非正規社員を含めて 146 名（2019 年 3 月 1 日現在）である。

2 FTF 社の業務執行体制及びガバナンス体制

当社グループに入って以降の FTF 社の業務執行体制やガバナンス体制の概要は以下のとおりである。

(1) 業務執行体制の概要

FTF 社は、当社による買収前の旧 FTF 社の時期から既に上記第 4 の 1 記載の事業本部制を採用して事業展開していたが、当社による買収後もそうした従前の業務執行体制は基本的に維持されている。

まず、旧 FTF 社の時期の 2006 年から経営トップを務める A 氏が FTF 社でも代表取締役を務め、食品事業本部長、グローバル事業本部長、流通事業本部長及び管理本部長を兼務するとともに、各事業本部とは別に組織されたイノベーション推進グループ（経営企画室、営業企画室及び人財育成事業室で構成される。）を管掌している。

また、常務取締役の B 氏は、FE 事業本部長を兼務して FE 事業本部の事業を統括している。

管理本部には、経理財務部及び総務人事部が置かれているが、経理財務を所管する経理財務部は C 氏が部長として統括している。

他方、総務人事部は、D氏が部長として統括しているが、D氏は、各本部と別に組織されたコーポレートガバナンスグループ（コンプライアンス室、法務室、安全衛生管理室及び内部監査室で構成される。）を管掌するとともに、コンプライアンス室長を兼務している。

(2) ガバナンス体制の概要

FTF社の取締役会は、旧FTF社の時期から経営に関与してきたA氏及びB氏を含む取締役4名に加え、当社の平山専務及びM氏がFTF社の取締役を兼務することにより全6名で構成されている。また、毎月開催される定時取締役会では、当社の平山社長もオブザーバーとして出席していた。

その他、経営会議も設置されており、予算の達成状況等の管理は主として経営会議で議論されている。

また、FTF社には、監査役1名が置かれているが、当社の内部監査室長が兼務している。

当社によるFTF社の管理・監督は、こうした平山社長や平山専務が取締役に直接出席することによる監督のほか、M氏による日常的な業務執行の管理も行われていた。すなわち、M氏は、当社がFTF社を買収する際の取引に深く関与していたが、買収後はほぼ毎営業日FTF社の本社に赴いてFTF社の稟議書を確認し、A氏をはじめとするFTF社の役職員からの相談事項に対応するなどして日常的な管理を実施していた。

第5 本件調査対象取引に係る事実関係の概要

上記第1の1記載のとおり、当委員会は、FTF社と大松自動車間の本件コンサル取引、すなわち2018年9月から2019年6月までを役務提供期間として行ったコンサルティング業務に係る売上取引40百万円に対するトーマツの指摘に端を発するものであった。

しかし、当委員会の初動時の情報収集により、FTF社が大松自動車に対して2019年4月から6月にかけて売上計上した以下の取引についても会計処理の妥当性に疑義あることが判明した。

- ① 大松自動車の元取締役であるE氏とF氏をFTF社で雇用して大松自動車に労働者派遣したとして2019年4月から6月にかけてFTF社が売上計上した派遣売上2.2百万円（以下「本件当初派遣取引」という。）
- ② FTF社に在籍していたG氏がFTF社を退社して大松自動車に入社する際にFTF社が大松自動車に紹介したとして2019年6月にFTF社が売上計上した有料職業紹介売上1.4百万円（以下「本件職業紹介取引」という。）
- ③ 大松自動車の全従業員約60名がFTF社に転籍すると同時に大松自動車に労働者派遣したとして2019年6月にFTF社が売上計上した労働者派遣売上10.9百万円（以下「本件転籍派遣取引」という。）

上記第1の2記載のとおり、当委員会の調査スコープとして設定した本件調査対象取引は、本件コンサル取引のほか上記①から③の取引も含むものであり、本件調査対象取引の売上金額の合計は54.5百万円（税抜）である。

1 本件調査対象取引の前提事実

(1) 大松自動車の民事再生手続の経過

大松自動車は三重県を拠点とし、主として工場設備を保有して自動車整備事業を営むとともに「大樹の里」と称するサービス付き高齢者住宅を運営する介護施設事業などを営んでいたが、新規事業の失敗等により資金繰りに窮し、介護施設の売却を企図していた。平山社長はこうした状況を把握し、2018年7月、M氏に対して当社が大松自動車の介護施設を買収する取引の検討を指示した。

平山社長の指示を受け、M氏は、弁護士や公認会計士などの専門家と相談しながら検討を進めた結果、当社をスポンサー候補とするプレパッケージ型の民事再生手続を実施することを大松自動車に提案した。そして、大松自動車は、当社のこうした提案を受け、O法律事務所のP弁護士及びQ弁護士を代理人として2018年8月31日付で東京地方裁判所に民事再生手続の開始申立てを行い、同日付で監督命令・

保全命令を受けた。

なお、同日付の監督命令により、「民事再生法により監督委員の同意を得なければすることができない行為（ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りではない。）」として、「(1)再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）」や「(8)事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結」を含む全8項目の行為が指定された。

その後、大松自動車の負債総額が当初の想定よりも大幅に増加したことから手続の進捗が滞ったものの、大松自動車の民事再生手続は以下のとおり推移した。

2018年9月7日	民事再生手続の開始決定
2019年5月22日	再生計画の認可決定
2019年6月18日	再生計画の認可決定の確定

そして、当社が2019年7月18日に出資した資金等を原資として、2019年9月30日に再生債権に対する弁済が予定されている。

(2) 民事再生手続中の当社の大松自動車に対する支援

大松自動車の民事再生手続の開始後、当社は、2018年9月4日付で大松自動車に対して5百万円、同年10月30日付で1.5百万円をそれぞれ貸し付けるとともに、スポンサー候補として大松自動車との間でスポンサー契約の締結に向けて準備を進めていた。

また、それと並行して、大松自動車の経営管理体制全般が極めて脆弱であった状況を踏まえ、Q弁護士を通じて大松自動車の監督委員の同意を得た上、当社は、大松自動車のシステム、人事総務及び経理財務の業務を当社が受託する以下の内容の2018年9月7日付業務受委託契約（以下「**本件業務受委託契約**」という。）を大松自動車との間で締結した。

項目	契約内容の概要
受託業務の内容	契約別紙として、「システム業務」、「総務労務業務」、「経理財務業務」、「採用業務」についてそれぞれ複数の具体的な業務が列挙されている。 例えば、「経理財務業務」には、以下の具体的な業務などが列挙されている。 ① 支払に関する業務 ② 資金の計画、使途管理に関する事項

	③ 現預金の出納及び管理に関する事項
契約期間	2018年9月10日から2019年6月末日までとし、期間満了3か月前までに当事者のいずれからも意思表示がない場合には1年延長し、その後も同様と規定されている。
業務委託料	業務委託料については以下で構成されると規定されている。 ① 月額86,400円（消費税込）とする。 ② 当社の決算月については、①の金額に金216,000円が加算される。 ③ 業務委託料の内容は、売上実績及び経済情勢の変化、その他にもとづき、当事者の協議の上、変更することができる。

本件業務受委託契約の締結前後から、当社は、大松自動車の倒産を回避するとともに、大松自動車に対する債権を保全して万が一倒産した場合の当社の損失を最小限に抑えるため、M氏や当社のH氏が中心となって大松自動車の日常的な業務執行に対する極めて厳格な管理を行った。例えば、売上が見込まれる仕入れは、大松自動車に起案書（稟議書）及び受注書をメールで送信させてM氏らによる承認を要するとし、さらに、支払いについても同様に支払依頼書、起案書（稟議書）及び請求書をメールで送信させてM氏らによる承認を必要とする方法での管理を行った。

また、2018年9月から、当社は、大松自動車の代表印兼銀行取引印と預金通帳を預かって保管・管理し、大松自動車で作成した稟議書を審査して問題のない書面についてのみM氏やH氏が押印して大松自動車に送付する方法で日々の入出金などの銀行取引や日常的な業務を管理していた。さらに、大松自動車の売掛金の管理や郵送物を当社に転送して逐一チェックするなどの管理も行っていた。

こうした厳格な管理を継続しながら、当社は、将来的に大松自動車を完全子会社化して介護人材や整備士人材の育成を行って、紹介及び派遣事業を展開することを見据え、大松自動車の再建を目的として大松自動車が当社を唯一かつ単独のスポンサーとして選任し、民事再生手続におけるスポンサーとしての当社の支援義務等を規定した2019年2月16日付スポンサー契約を大松自動車との間で締結した。

なお、上記スポンサー契約締結後の2019年7月18日に当社が大松自動車の全株式を取得したことにもない、同日付で大松自動車は「大松サービシーズ」に商号変更され、当社の平山社長、M氏及びH氏が新たな取締役役に就任するとともに、H氏が代表取締役役に就任している。

(3) FTF社が大松自動車の再生に関与した経緯・状況

当社は、2018年7月にFTF社を買収後、当社グループとのシナジーを發揮させ

るための営業施策などは平山専務が担当し、買収取引の実務を担った M 氏は、FTF 社の取締役就任するとともに、FTF 社本社に毎営業日赴いて決裁済みの稟議書の確認などの管理面を主に担当した。

こうした状況のなか、大松自動車の再建と当社の子会社化に向けた活動を主導していた M 氏は、大松自動車の再生後の事業展開を見据え、特に自動車整備工場の有効活用を図るため、三重県周辺に拠点をもちたい FTF 社が上記自動車整備工場にて教育研修した人材を顧客に派遣するといった連携の可能性を検討することを A 氏に提案した。A 氏は、M 氏のこうした提案を受け、2018 年 9 月に三重県に赴いて大松自動車の本社や自動車整備工場を訪問し、さらに 2019 年 2 月にも大松自動車の介護施設の視察や大松自動車の顧客への訪問などを行った。

さらに、FTF 社は、大松自動車は将来的には人材の紹介・派遣事業を行うことを見据え、2019 年 2 月に E 氏に対して派遣労働者の採用面接や営業など労働者派遣事業の一般的なノウハウを習得するための研修を実施した。

こうした経緯により、FTF 社は、自社の事業拡大を視野に入れた形で大松自動車の再生に関与することとなった。

2 FTF 社が本件調査対象取引で売上計上した経緯・状況

(1) 本件当初派遣取引で売上計上した経緯

当社による買収後の FTF 社の業績は、買収時の事業計画から乖離し、2018 年 7 月から同年 12 月までの上期は予算を達成することができなかった。従来から当社グループはボトムアップ型で堅実な事業計画を策定して着実に遂行することを重視する傾向があり、計画が実行できない場合には役員報酬を減額して経営者が責任をとった前例があったが、こうした前例に倣い、2019 年 1 月 22 日開催の FTF 社の定時取締役会では、取締役 3 名の 1 年間の役員報酬の減額が決議された。また、2019 年 1 月以降の当社の取締役会では A 氏が直接出席して財務数値の報告や営業報告を行うようになった。

他方、こうした FTF 社の業績の推移はトーマツからも注視されていた。すなわち、当社が連結貸借対照表で計上した FTF のれんの金額が高額であったことから、FTF 社の計画が達成できるか否かが 2019 年 6 月期決算の重要な論点とされていたところ、人件費等の管理コストの増加等による収益性の悪化により、2018 年 9 月末に終了する第 1 四半期は FTF 社の計画利益が未達となり、2018 年 11 月のトーマツのレビューの指摘事項として、改善施策が実行されない場合や達成されない場合には計画の実現可能性が低いと判断され、のれんの評価に影響を与える可能性があることが指摘されていた。また、2018 年 12 月末に終了する第 2 四半期も FTF 社の業績は芳しくなく、上期実績は予算を大幅に下回り、2019 年 2 月にはトーマツから下期の進捗次第ではのれんの減損が必要な状況との指摘を受けるに至った。

こうした状況を受け、M氏は、2019年3月頃から、FTF社の業績を改善するための様々なアイデアを発案してA氏に提案し、A氏はそうしたM氏の提案を盛り込んでFTF社の営業利益改善策を策定するようになった。本件当初派遣取引は、こうした状況でM氏からの提案をA氏が受け入れてFTF社が取引を実行するに至っている。すなわち、E氏及びF氏は、大松自動車の民事再生の過程で2018年11月30日付で取締役を辞任していたところ、M氏は、両名の雇用を確保するとともに、大松自動車の自動車整備工場と介護施設の実務的な運営を両名に委ねる観点からE氏及びF氏をFTF社で雇用して大松自動車に労働者派遣することを提案した。そして、FTF社の雛形により作成された2019年3月28日付労働者派遣及び紹介予定派遣基本契約書が締結され、2019年4月1日付でE氏及びF氏がFTF社に採用される(2019年3月31日付転籍契約書)と同時に大松自動車に労働者派遣された。また、この際、E氏及びF氏に加え、大松自動車で新規採用予定のパート勤務者3名をFTF社で新規採用し、2019年4月4日付で大松自動車に労働者派遣している。

こうした経緯により、本件当初派遣取引でFTF社から大松自動車に労働者派遣されたE氏及びF氏は大松自動車にて実際に稼働し、FTF社は、2019年4月から6月にかけて労働者派遣売上合計2.2百万円を計上した。

なお、本件当初派遣取引が開始された同じ頃、当社と大松自動車間の本件業務受委託契約について、当社、大松自動車及びFTF社間で2019年4月1日付「契約上の地位承継の覚書」が締結され、同日をもって当社の契約上の地位がFTF社に承継されている。そして、その後は、FTF社が大松自動車に在籍する従業員の給与計算代行業務等を提供するようになったが、FTF社は、業務委託料毎月8万円を大松自動車ではなく当社から支払いを受けており、資金決済の形態としては、これらの業務が当社からFTF社に再委託されたかのような実態となっている。

(2) 本件職業紹介取引で売上計上した経緯

本件職業紹介取引は、FTF社の従業員であったG氏がFTF社を退職して2019年5月27日付で大松自動車に入社したことによりFTF社の職業紹介手数料1.4百万円が発生したとされている。しかし、そのわずか数日後に同年6月1日付でG氏も含む大松自動車の全従業員約60名がFTF社に転籍すると同時に大松自動車に労働者派遣される取引が実行されている。

まず、FE事業部次長としてFTF社に勤務していたG氏は2019年4月上旬に退職の意向を表明し、2019年5月15日を退職日としてFTF社を退職することが決まったが、M氏は、G氏が退職することを把握し、同人を当社グループの他の企業に

転籍させるための働きかけを行った。その結果、G氏はFTF社を退社して大松自動車に入社して介護事業に従事することとなり、2019年4月26日付退職届を提出した。同日、M氏がG氏に対して、「Gさん 5月16日入社にしますか？少し休んで6月1日入社にしますか？」と確認しているメールのやりとりがあるが、G氏が提出した2019年4月26日付退職届では、退職日は2019年5月26日と記載されており、退職日が5月15日から5月26日に変更された経緯は明らかではない。そして、M氏は、G氏が退職届を提出した4月26日、G氏の職業紹介料を大松自動車からFTF社に支払ってもらうため、FTF社と大松自動車間の有料職業紹介契約の作成をA氏に指示するとともに、C氏に対し、FTF社の2019年4月から6月の損益見込みに「5月にG氏の紹介料」を盛り込むようにメールで指示した。

そして、FTF社と大松自動車間の2019年5月1日付「有料職業紹介に関する基本契約書」及び同日付「有料職業紹介（日本人）に関する覚書」（基本契約書と覚書を総称して、以下「本件有料職業紹介契約」という。）が締結され、FTF社が紹介した求職者が大松自動車に採用され、「本人が入社した場合」に求職者の初年度標準年収の25%の紹介手数料を大松自動車が支払う旨の契約が締結された。

その後、G氏は、実際に2019年5月26日にFTF社を退社し、翌5月27日に大松自動車に入社した。

こうした経緯により、本件職業紹介取引は、M氏の発案によりFTF社が実行し、FTF社は、2019年6月1日付で大松自動車に対するG氏の職業紹介料1.4百万円を売上計上した。

(3) 本件転籍派遣取引で売上計上した経緯

他方、G氏を大松自動車に紹介する本件職業紹介取引が実行された頃、FTF社では、M氏の発案により、主として大松自動車の給与計算の事務負担をなくするための方策として、大松自動車の全従業員をFTF社に転籍させると同時に大松自動車に労働者派遣する取引の検討が進められていた。具体的には、E氏とともにFTF社のB氏が2019年5月27日に三重県の行政当局に赴いて、全員転籍した状態での大松自動車の自動車整備事業や介護事業の事業継続の可否を確認するなどの対応を行っていた。その結果、三重県の行政当局からは事業継続に支障がない旨の感触を得たが、労働者派遣法上の確認事項があり、B氏が、東京の行政当局に対して匿名の確認を実施したところ、同法40条の9第1項が規定する離職した労働者派遣の役務の提供の受入れを離職日から1年間禁止する規定⁴に抵触する可能性があるとして在籍出向

⁴ 労働者派遣法40条の9第1項は、「派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣労働者（雇用の機会の確保が特に困難であり、その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。）に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。」と

など他の対応を行うよう指導された。こうした指導を受け、FTF社と大松自動車との間で業務委託契約を2019年6月1日から始める方針を固めた上、B氏は、2019年5月28日にM氏にメールで当該方針を伝えて確認を求めた。

これに対し、M氏は、同日、以下の労働者派遣法の業務取扱要領の情報を引用した上、「グループ企業であれば、以下の③に該当し、問題ないかと思料しておりましたがいかがでしょうか？」とB氏に返信した。

③ 「派遣先」は、「事業者」単位で捉えられます。例えば、甲会社のA事業所を離職した労働者を同じ甲会社のB事業所へ派遣することは、同じ「事業者」に該当しませんので、禁止対象とはなりません。また、グループ企業への派遣については、同一の「事業者」に該当しませんので、禁止対象とはなりません。

B氏は、M氏からの上記メールの内容から、当社が子会社化してグループ会社となる予定の大松自動車の従業員をFTF社に転籍させて大松自動車に労働者派遣する取引はグループ企業への派遣であるから労働者派遣法上の上記禁止規定の対象外と誤解し、受信後わずか30分も経たないうちに、「頂いた内容について、③に確かに該当します。ご助言、有難うございます。頂きました通り、派遣契約にて進めて参ります。」とM氏に返信した。その結果、FTF社側では、行政当局に対する再確認や弁護士への相談などそれ以上の確認を実施することのないまま、2019年6月1日付で大松自動車の従業員約60名をFTF社に転籍させ、大松自動車に労働者派遣する本件転籍派遣取引を実行して労働者派遣売上10.9百万円を計上した。

そして、本件転籍派遣取引において2019年6月1日付でFTF社に転籍した大松自動車の従業員には、本件職業紹介取引によってFTF社の紹介により2019年5月27日付で大松自動車に入社したG氏も含むこととし、G氏に対する説明は2019年6月10日頃に事後的に行われ、同人の承諾を得てFTF社への2019年6月1日付での転籍が実現した。以上の経緯により、G氏は大松自動車に入社したわずか数日後にもともと在籍していたFTF社に転籍することとなった。

こうして、G氏は、2019年6月以降、FTF社からの派遣労働者として大松自動車で稼働した。

(4) 本件コンサル取引で売上計上した状況

FTF社は、当社の決算期末である2019年6月30日に本件コンサル取引による売上40百万円を計上した。

本件コンサル取引による売上はそれまでFTF社の事業計画や月次予測等には全く

規定する。

盛り込まれておらず、大松自動車の民事再生計画にも対応する費用が含まれていなかった。しかし、FTF 社が大松自動車の事業再生支援を目的として、日常の経営に関する人材の教育訓練、指導及び育成のための研修や助言等を行う以下の内容の両社間の 2018 年 9 月 8 日付「コンサルティング基本契約書」（以下「**本件コンサル契約書**」という。）に基づき、FTF 社は、本件コンサル契約書のみを根拠として売上計上する会計処理を行った。

項目	契約内容の概要
FTF 社の業務内容	① 人材育成を含めた包括的な経営指導（財務・その他） ② 円滑な業務遂行のための営業管理全般と改善 ③ 円滑な業務遂行のための労務管理全般と改善 ④ 上記に付随する業務の一切
対価	▶ 基本対価として、民事再生計画確定までは月額 4 百万円（税別）とする。ただし、対価支払の条件は、民事再生法における民事再生計画確定を条件とする。 ▶ 民事再生計画確定以後、1 年間は、基本対価として月額 1 百万円（税別）とする。

本件コンサル契約書では FTF 社が収受する対価の発生は大松自動車の民事再生計画の確定を条件とするが、上記第 5 の 1(1)記載のとおり、東京地方裁判所が行った大松自動車の民事再生計画の認可決定は 2019 年 6 月 18 日に確定しており、FTF 社は、本件コンサル契約書の締結日以降、2019 年 6 月までの業務提供の対価として、月額 4 百万円で 10 か月間分の合計 40 百万円を売上計上した。

しかし、本件コンサル契約書は、M 氏がバックデートで作成し、FTF 社と大松自動車の押印を得たものであった。すなわち、M 氏は、大松自動車の民事再生計画が確定した後、2019 年 6 月 24 日前後に、締結日を 2018 年 9 月 8 日に遡った日付の本件コンサル契約書を作成し、FTF 社と大松自動車の押印を取得した。

M 氏は、2019 年 6 月 24 日から 26 日頃に FTF 社の押印を得る際、A 氏に本件コンサル契約書を示した上、大松自動車の民事再生計画の確定後にコンサル料を回収できることになっていた旨を A 氏に対して説明した。一方、A 氏は、FTF 社が本件コンサル契約書に基づいて大松自動車に業務提供した認識は全くなかったが、常日頃から親会社の立場で FTF 社を管理・監督していた M 氏から持ち込まれた話であり、FTF 社が 40 百万円もの高額な対価を受領することができる取引であったことから、契約内容やバックデートで締結することの問題の有無等をことさら検討することなく、担当者に回付して本件コンサル契約書の押印を行った。本件コンサル取引は、FTF 社として業務提供を担う FTF 社の事業部門が担当して稟議をあげる取引で

はなく、M氏がFTF社のA氏に直接持ち込んだ案件であったことからFTF社の稟議による決裁が行われておらず、本件コンサル取引の売上は、管理本部の売上として計上された。上記第5の1(3)記載のとおり、FTF社は大松自動車の再生支援に一定程度関与していたが、FTF社にとっては、自社の事業拡大に向けて大松自動車と連携するための活動として実施しており、大松自動車に対してコンサルティング業務を提供した認識がなかったことから、FTF社において役務提供を実施した記録や工数の管理は全く行われていなかった。

他方、大松自動車の押印については、上記第5の1(2)記載のとおり、当社は既に大松自動車の代表印を預かって管理していたことから、M氏は、当社が預かっていた代表印を利用して本件コンサル契約書の押印を得た上、締結済みの契約書を持参して大松自動車に赴き、2019年6月24日から26日頃にこれをE氏に示して説明をしている。E氏は、当社が大松自動車の再生を支援するために費やした実費は後で回収する旨をM氏から以前に聞いていた模様であるが、M氏から調印済みの本件コンサル契約書の内容の説明を受けた際、毎月4百万円もの金額であることを初めて認識した。E氏は、高額との印象をもったものの、自身は大松自動車の役員を既に辞任しており、民事再生計画が確定して資金繰りや業務執行は全てスポンサーである当社に委ねられた状況にあったことから、何ら交渉等を行うことなく、本件コンサル契約書の原本の1部を受け取って大松自動車で保管した。なお、この時点での大松自動車の代表取締役が、本件コンサル契約書の内容について、FTF社との間で交渉等を行った形跡は全くない。

こうした経緯で本件コンサル契約書を作成・締結した後、M氏は、FTF社に対して本件コンサル取引の売上を2019年6月の実績に盛り込むことを指示する前に、当社の会計顧問であるS公認会計士（以下「S会計士」という。）とQ弁護士に本件コンサル契約書を提示して確認を行った。まず、M氏は、2019年6月26日午前、S会計士に対し、締結済みの本件コンサル契約書のPDFを添付したメールを送信し、さらに電話で本件コンサル取引について口頭で説明を行った。S会計士は、M氏からの依頼によりかねてからFTF社の事業計画のシミュレーションを行っていたが、本件コンサル取引についてはその時点で初めて知り、実態があるのかM氏に確認したところ、M氏から実態がある旨の回答を得たが、民事再生手続中である大松自動車の監督委員の同意の要否の検討の必要性を指摘した。こうした指摘を受け、M氏は、同日、直ちにQ弁護士に締結済みの本件コンサル契約のPDFを添付したメールを送信した上で、同弁護士に電話をかけてごく短時間の協議を行った結果、既に民事再生計画認可決定が確定しているので、監督委員の同意は不要である旨の見解をQ弁護士から得た。この際、Q弁護士が受信したメールにはバックデートで作成された本件コンサル契約書が添付されていたものの、Q弁護士は、時間的余裕のない

中でバックデートの契約であることを確認せず、監督委員の同意の必要性についてのみ見解を述べており、バックデートで締結する契約の法的問題の有無については明示的に M 氏から質問されていなかったことから見解を述べなかった。Q 弁護士との間でこうしたやり取りを行った後、同日午後、M 氏は、S 会計士に「Q 先生から問題ないとのことですよ。」と記載したメールを送信した。それとほぼ同じ頃、M 氏は、FTF 社の A 氏と C 氏にメールを送信し、本件コンサル取引を加えた FTF 社の 2019 年 6 月の着地見込みの作成を指示した。

その後、同日夕刻になって、M 氏は、S 会計士から「Q 先生の方で法的に問題ないということであればあとは会計処理を入れることとなります。(今まで聞いていなかった契約なので、大丈夫か否かの判断は当方では出来ません)」とのメールの返信を受けた。しかし、M 氏は、会計上、売上計上ができるか否かはそれ以上検討することなく、FTF 社に対して指示した 2019 年 6 月の着地見込みに本件コンサル取引を織り込む指示の修正等を行わなかった。

そして、FTF 社は、2019 年 6 月 30 日に本件コンサル取引による売上 40 百万円を計上するとともに、本件コンサル契約書に基づいて支払期限を同年 7 月 31 日とする大松自動車宛請求書を作成した。しかし、民事再生手続中で再生債権者への弁済も未了の大松自動車に 40 百万円もの金額を FTF 社に支払う余裕資金はなかった。M 氏も、大松自動車からの回収資金をどのように工面するかについては何ら対応を行っておらず、現時点でも FTF 社の売掛金は回収されていない。

(5) FTF 社のれんの減損に関するトーマツとの協議の状況

上記(1)記載のとおり、トーマツは従前よりのれんの減損処理の要否の検討を監査上の重点項目としていたところ、当社は、FTF 社の買収を実行する前から、減損処理に関する透明性を確保する趣旨から経理規程に以下の条項（以下「**経理規程基準**」という。）を定めていた。

(のれんの評価)

第 51 条 のれんの評価は、次の方法で行うものとする。

(1) 減損兆候

のれんの評価にあたっては累積 EBITDA が計画比で 30%超下落した場合に減損の兆候を識別する。(定量評価)

この経理規程基準では 2 期連続といった要件はないことから、買収後の初年度であっても累積 EBITDA が計画比で 30%超下回れば減損の兆候が識別される規定となっていた。当社は、FTF 社の買収時に当社の決算期である 6 月期に合わせた FTF 社の事業計画を策定していたが、FTF 社では、2018 年 7 月から 12 月までの上期で

の事業計画数値が未達となり、2019年3月頃には、通期で事業計画数値が未達となる可能性があることが明らかになった。

こうした状況を受け、M氏は、上記(1)記載のとおり、業績回復のための施策を提案してその実行をA氏に指示するとともに、経理規程基準に基づいて減損の兆候を識別する必要がある水準を意識しながら、2019年4月から6月にかけてのFTF社の実績と6月の着地見込みを注視していた。

その後、M氏は、2019年5月15日開催の当社の取締役会において、株式取得時の計画と比較したFTF社の2019年3月までの累計EBITDAがマイナス30%超となっているが、期末ではマイナス30%超以内の見込みであるため減損不要である旨経理規程基準に基づいた見通しを報告した。他方、トーマツは、2019年3月に終了する第3四半期のレビュー結果報告のなかで、期末までに状況が改善せず回復可能性が見込めない場合には減損が必要となる可能性が高い旨の指摘を行った。

その後、2019年6月10日に行われた当社とトーマツとの打ち合わせやその前後のメールのやりとりのなかで、M氏とトーマツとの間で減損の兆候の認識方法、判断基準について見解の相違が明らかになった。M氏は、経理規程基準はトーマツとの協議を経て当社において策定されたものと認識していたこともあり、外部専門家の見解を引用するなどして経理規程基準に従って減損の兆候の有無を判断すべきと主張した。一方、トーマツは、単に経理規程基準のみならず、公表されている会計基準及び実務指針の条項を摘示した上で当該条項に従って判断すべきとの見解を示していた。トーマツが指摘した会計基準・実務指針の条項（以下「適用指針」という。）は以下のとおりである。

(企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第77項)

のれんの未償却残高は、減損処理の対象となる（「固定資産の減損に係る会計基準」（以下「減損会計基準」という。）一及び二8.）。特に、次の場合には、企業結合年度においても減損の兆候が存在すると考えられるときがあるとされている（企業結合会計基準第109項）。

- (1) 取得原価のうち、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になる場合
- (2) 被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われた場合や、取得時に明らかに識別可能なオークション又は入札プロセスが存在していた場合

トーマツは、FTF社ののれんが相対的に多額であることを指摘するとともに、FTF社の実績が取得時ののれんの根拠となる事業計画を下回っている事実を指摘した上

で適用指針に基づき減損の兆候が存在するとの見解を示していた。こうしたトーマツの見解に従うと、当社は、経理規程基準をベースにした累積 EBITDA のマイナス 30% 超というレベルではなく、2019 年 6 月の着地で事業計画を概ね達成したというレベルまで FTF 社の業績が回復しないと減損の兆候がないと主張するのが困難な状況に陥った。

その後、当社とトーマツとの間で主としてメールのやり取りを通じて意見調整が行われたが、結局、決算作業が開始する 2019 年 7 月になっても両者の見解の相違が解消することはなかった。その間、FTF 社のれんについてトーマツと M 氏らが協議する電話会議が 2019 年 6 月 27 日に設定され、そこでは、当社が提出予定の FTF 社の 2019 年 6 月実績（着地見込み）数値（以下「19/6 着地見込み」という。）が協議される予定となっていたが、突如として 2019 年 6 月の着地が予算達成に近い実績値が当社からトーマツに提示されるに至った。

すなわち、2019 年 6 月 27 日、当社とトーマツとの間で FTF 社ののれんの減損処理に関する電話会議が行われた際、FTF 社の 19/6 着地見込みと、修正後の事業計画とが、当社からトーマツにメールで送付された。19/6 着地見込みでは、FTF 社の 6 月の月次売上高は前月対比で 64 百万円増加（17%増）し、それまでの見込みとは一変して予算を達成する見込みとなっていた。

同年 7 月 1 日、こうした状況を把握したトーマツは、M 氏及び J 氏に対して 6 月の増収原因についてメールで質問をした。M 氏はトーマツからのこうした質問に対して自ら回答することなく、翌 7 月 2 日、J 氏に対し、6 月の増収要因について下記の内容でトーマツに説明するよう指示した。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 稼働日が多くなったこと。② 成果報酬型で契約していた人材労務コンサルクライアントからの売上計上③ 転籍者 26 名の物流派遣売上 |
|--|

同年 7 月 5 日、J 氏は、M 氏から連絡を受けた回答にその他の質問回答を追加した上でトーマツに回答を送信したところ、トーマツは、同年 7 月 10 日、当社の回答内容について、「成果報酬型で契約していた人材労務コンサルクライアントからの売上計上」の 5 月と 6 月の顧客別売上明細の提出を求めるなどして詳細を求める再質問のメールを J 氏宛に送付した。J 氏は、トーマツからの再質問への対応を M 氏に依頼したものの、M 氏は、FTF 社の C 氏に対応を依頼するよう J 氏に指示して自ら対応せず、その後、トーマツとのメールによるやり取りは一旦途絶えた。

その後、同年 7 月 16 日には FTF 社の取締役会、翌 7 月 17 日には当社の取締役会があり、19/6 着地見込みに基づく FTF 社の業績数値が報告され、本件コンサル取引や本件転籍派遣取引が 6 月の主な増収要因であることが平山社長、平山専務その他の当社の取締役や監査役に明らかになり、平山社長から本件コンサル取引の内容確

認を行うよう指示が出された。

その間、トーマツは、同年7月16日、監査手続のなかでFTF社のC氏から本件コンサル取引の相手方が大松自動車であることを把握し、翌7月17日にFTF社のA氏に質問を行った結果、本件コンサル取引の実在性に疑義を持つ状況となった。

3 本件調査対象取引の法的问题点及び会計処理の妥当性についての検証

本件調査対象取引は、連結グループ加入前の時期に、当社グループ会社を役務提供者、被取得会社である大松自動車を被役務提供者として行われた。別紙「連結グループ加入前の役務提供取引が与える影響」記載のとおり、連結グループ加入前に、当社グループと被取得会社間で役務提供取引が行われた場合、連結グループの観点からは現金預金残高に変化がないにも関わらず、関係会社間取引として相殺消去されず、当該役務提供取引金額に相当する金額だけ収益が多く計上される。

なお、こうした影響があること自体問題となる訳ではないが、恣意的に行われた場合には不適切取引と認定され得る点に留意が必要である。

(1) 本件当初派遣取引の法的问题点及び会計処理の妥当性について

ア 取引内容及び関連事実

本件当初派遣取引は、2019年4月から6月にE氏及びF氏をFTF社で雇用して大松自動車に労働者派遣した取引である。本件当初派遣取引が実行された結果、E氏及びF氏はFTF社の従業員となり、会社と個人との間の役務提供に関する契約関係は大松自動車の取締役時の委任契約から労働契約に変化している。ただし、E氏及びF氏は派遣契約により2019年4月以降も実質的な現地事業責任者として就業しており、勤務実態に実質的な変化がないにもかかわらずFTF社で売上高が計上されていることになる。また、大松自動車及びFTF社間の取引は、いずれも大松自動車が当社連結グループに加入する直前の時期に実行されており、当社は事実上、会社の常務に関しては監督委員の同意なしで大松自動車の経営上の意思決定を行いうる立場にあったもので、実質的に当社グループ内の関係会社間取引としての性質を有していると会計上は評価できる。

イ 法的问题点の検討

本件当初派遣取引についてはM氏の主導で取引の内容で決まっているが、調印手続等の問題はなく、契約成立の合意がなかったとまではいえない。しかし、E氏及びF氏の雇用を確保する必要があったとはいえ、それぞれ自動車整備事業と介護事業の責任者として事業運営を統括するE氏及びF氏が派遣労働者として大松自動車で稼働する実態には違和感が残るといわざるを得ない。とはいえ、Q弁護士を通じて監督委員の意見も確認した上で進められていること、及び、E氏及びF氏は民事

再生手続の中で既に大松自動車の取締役を退任していたことも考慮すると、民事再生の個別状況の下においては、大松自動車の取締役を退任した E 氏及び F 氏を引き続き大松自動車の事業に従事させる手段としてやむを得ないものであり、是認するものと思われる。

ウ 適用される会計基準

本件当初派遣取引は FTF 社の売上高として計上されており、その妥当性の検討に際して、強制適用は 2021 年 4 月以降であるものの企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「**収益認識基準**」という。）を適用して判断する。

収益認識基準によれば、収益認識が可能となる取引に関しては当事者間に契約関係が成立していなければならない。そして契約が成立すると認められるためには以下の要件（以下「**契約成立 5 要件**」という。）が充足される必要がある。

- ① 当事者が、書面、口頭、取引慣行等により契約を承認し、それぞれの義務の履行を約束していること（以下「**①契約要件**」という。）
- ② 移転される財又はサービスに関する各当事者の権利を識別できること
- ③ 移転される財又はサービスの支払条件を識別できること
- ④ 契約に経済的実質があること、すなわち、契約の結果として、企業の将来キャッシュ・フローのリスク、時期又は金額が変動すると見込まれること（以下「**④経済的実質要件**」という。）
- ⑤ 顧客に移転する財又はサービスと交換に企業が権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高いこと（以下「**⑤回収可能性要件**」という。）

また、本件当初派遣取引では、大松自動車の役員の契約上の地位の変化がありながら実質的な勤務実態に変化がないことから、セールアンドリースバック取引・不動産流動化取引と類似する特徴がある。そのため会計制度委員会報告第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（以下「**不動産流動化指針**」という。）を類推適用して検討する。

不動産流動化指針によれば、譲渡人による不動産の譲渡について売却処理が認められるためには、不動産が特別目的会社に適正な価額で譲渡されており、かつ、当該不動産に係るリスクと経済価値のほとんど全てが、譲受人である特別目的会社を通じて他の者に移転している必要がある（リスク・経済価値アプローチ）。

さらに、本件当初派遣取引は、実質的な関係会社間取引としての性質がある。関係会社間の役務提供取引の妥当性について直接的に規制する会計基準は存在していないが、関係会社間の利益操作目的の恣意的な会計処理を排除する趣旨から制定されている監査委員会報告第 27 号「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」（以下「**関係会社間不動産取引基準**」という。）が

類推適用される場合がある。

関係会社間不動産取引基準によれば、関係会社間の土地・設備等の取引について、会計上の利益が実現したかどうかの判定にあたっては、その譲渡価額に客観的な妥当性があることのほか、次の諸観点（以下「**関係会社間不動産取引要件**」という。）より総合的に判断してなすものとされている。

- ① 合理的な経営計画の一環として取引がなされていること
- ② 買戻し条件付売買又は再売買予約付売買でないこと
- ③ 資産譲渡取引に関する法律的要件を備えていること
- ④ 譲受会社において、その資産の取得に合理性があり、かつ、その資産の運用につき、主体性があると認められること
- ⑤ 引渡しが行われていること、または、所有権移転の登記が行われていること
- ⑥ 代金回収条件が明確かつ妥当であり、回収可能な債権であること
- ⑦ 売主が譲渡資産を引続き使用しているときは、それに合理性が認められること

エ 会計処理の妥当性に関する判断

本件当初派遣取引について、収益認識基準、不動産流動化指針及び関係会社間不動産取引基準に照らして、形式的には売上計上が認められない事実関係は存在していない。ただし、取引実行時点において大松自動車はすでに当社の支配・影響下にあるとみなした場合、当社グループ全体の観点から経済的な実態（現金預金残高）に変化がないにもかかわらず、収益計上が行われていると認定される可能性があり、収益認識基準の④経済的実質要件に抵触し、収益計上が認められないと判断される可能性もある。

(2) 本件職業紹介取引の法的問題点及び会計処理の妥当性について

ア 取引内容及び関連事実

本件職業紹介取引は、関東地域の営業担当者として FTF 社に在籍していた G 氏が 2019 年 5 月 27 日に大松自動車に転籍する際に、FTF 社が大松自動車から職業紹介の対価として 1.4 百万円を受領した取引である。

G 氏は大松自動車に入社直後の 2019 年 6 月 1 日に本件転籍派遣取引の対象者として FTF 社に再度転籍しており、FTF 社からの派遣労働者として大松自動車で稼働している。

イ 法的問題点の検討

本件職業紹介取引については M 氏の主導で取引の内容が決まっているが、調印手続等の問題はなく、契約成立の合意がなかったとまではいえない。しかし、FTF

社の紹介により G 氏は 2019 年 5 月 27 日に大松自動車に入社したものの、わずか 5 暦日で FTF 社に再び転籍となったものであり、にもかかわらず、年収の 25% もの職業紹介料を FTF 社が収受する取引であり、FTF 社が職業紹介料を大松自動車に返還すべき義務がないかが問題となる。

この点、本件職業紹介契約には、入社より 3 か月以内に採用決定者（この場合には G 氏）の自己都合又は大松自動車の就業規則に基づいて解雇に至った場合には職業紹介料を返還する規定があるものの、本件職業紹介取引における G 氏の FTF 社への転籍はいずれの事由にも該当せず、FTF 社は、職業紹介料を大松自動車に返還すべき契約上の義務を負うものではない。

しかし、本件職業紹介取引は、最終的に G 氏が大松自動車に入社する時点では既に大松自動車の全従業員を転籍させる本件転籍派遣取引が FTF 社において検討されているなかで行われたもので、G 氏が 2019 年 6 月 1 日には FTF 社に転籍となることが想定されていた状況のもとで実行されていると思われる。そうすると、G 氏の大松自動車における稼働について、FTF 社が職業紹介料と労働者派遣料を実質的に二重取りするものであり、大松自動車にとって著しく経済合理性の乏しい取引といわざるを得ない。

大松自動車としては、2019 年 5 月 22 日に民事再生計画の認可決定がなされたこともあって、民事再生のスポンサーである当社を代弁する立場にあった M 氏にあえて異を唱える動機づけなど全く存しない状況にあり、FTF 社との間でこうした著しく経済合理性の乏しい取引を実行するに至ったものと認められる。

ウ 適用される会計基準

本件職業紹介取引は FTF 社の売上高として計上されており、その妥当性の検討に際しては収益認識基準を適用して判断する。

また、本件職業紹介取引は、実質的な関係会社間取引としての性質があることから、関係会社間不動産取引基準を類推適用した場合についても併せて検討することとする。

エ 会計処理の妥当性に関する判断

本件職業紹介取引について、収益認識基準、関係会社間不動産取引基準に照らして、形式的には売上計上が認められない事実関係は存在していない。

ただし、G 氏の大松自動車における在籍期間がわずか 5 暦日で FTF 社に復籍していることから、関係会社間不動産取引要件②（買戻し条件付売買又は再売買予約付売買でないこと）との関係で収益計上に疑義が生ずる場合がある。また、当社及び FTF 社では、派遣社員として勤務する者が、派遣先にそのまま転籍する場合に紹介料売上を計上することは通常であるものの、本部間接人員が転職する場

合に紹介料売上を計上することは極めて少ないことなどの点から、収益認識基準の④経済的実質要件に抵触し、収益計上が認められないと判断される可能性もある。

(3) 本件転籍派遣取引の法的問題点及び会計処理の妥当性について

ア 取引内容及び関連事実

本件転籍派遣取引は、2019年6月に大松自動車の全従業員約60名がFTF社に転籍し、その直後に大松自動車に労働者派遣された取引である。大松自動車で就業していた従業員の勤務実態に実質的に変化がないにもかかわらずFTF社で売上高が計上されていること、大松自動車及びFTF社間の取引は実質的に当社グループ内の関係会社間取引としての性質を有していることなど、本件当初派遣取引と共通の特徴がある。一方、本件当初派遣取引と異なり、会社と個人との間の役務提供に関する契約関係は労働契約のままであり、その点に関して取引の前後で変化がない。

イ 法的問題点の検討

本件転籍派遣取引についてもM氏の主導で取引の内容が決まっているが、調印手続等の問題はなく、契約成立の合意がなかったとまではいえない。

しかし、本件転籍派遣取引は、そもそも給与計算等の事務負担をFTF社に委ねることを目的としたもので本来給与計算等の業務委託契約で足りるにもかかわらず、事業実態のある大松自動車がFTF社からの派遣労働者のみで構成されるという意味で違和感のある取引であり、当初の目的に照らして経済合理性に疑問のある取引といえる。

また、派遣料についてFTF社と大松自動車間の真摯な交渉が行われていた形跡はなく、M氏の一存で決まっていることに加え、2019年7月以降の派遣料については、M氏は給与計算等の委託料相当額のみで減額して請求するようFTF社に伝えていた模様である。他方で、大松自動車としては、民事再生のスポンサーである当社を代弁する立場にあったM氏の意向にあえて異を唱える動機づけなど全く存しない状況にあり、FTF社と大松自動車間で経済合理性に疑問のある取引が行われるに至った背景としてはこうした事情も指摘することができる。

ウ 適用される会計基準

本件転籍派遣取引はFTF社の売上高として計上されており、その妥当性の検討に際しては収益認識基準を適用して判断する。

また、本件転籍派遣取引では、大松自動車の従業員の契約上の地位の移転・変化がありながら実質的な勤務実態に変化がないことから、セールアンドリースバック取引・不動産流動化取引と類似する特徴がある。そのため不動産流動化指針を類推

適用して検討する。

さらに、前述のとおり、本件転籍派遣取引は、実質的な関係会社間取引としての性質があることから、関係会社間不動産取引基準を類推適用した場合についても併せて検討することとする。

エ 会計処理の妥当性に関する判断

本件転籍派遣取引については、本件当初派遣取引と同様に形式的には売上計上が認められない事実関係は存在していない。

しかしながら、前述のとおり、大松自動車の従業員の契約上の地位の移転・変化がありながら実質的な勤務実態に変化がなく、関係会社間不動産取引要件③（資産譲渡取引に関する法律的要件を備えていること）に照らして、本件転籍派遣取引を会計上有効とみなすことに疑義が生じる。

また、同様に、セールアンドリースバック取引類似の取引として経済実質に変化がなく、リスクの移転もないため、この点においても、収益認識基準及び不動産流動化指針に照らし、FTF社の収益計上根拠に疑義が生じることになる。

以上から、本件転籍派遣取引に関して収益計上は認められないものとする。

(4) 本件コンサル取引の法的问题点及び会計処理の妥当性について

ア 取引内容及び関連事実

本件コンサル取引は、FTF社が大松自動車に対して2018年9月から2019年6月までを役務提供期間として行ったコンサルティング業務の対価40百万円を売上高として計上した取引である。

また、本件コンサル取引に関して、大松自動車はFTF社に対して2019年7月末に40百万円を支払うこととされているが、大松自動車は、民事再生手続中であり、下表のとおり、本件コンサル取引に係る40百万円の支払能力がない状況にある。

(2019年7月要約資金繰り表)

(百万円)

項目	収入	支出	残高
前月残高			4
介護事業収入	9	—	13
自動車事業収入	6	—	19
経費支出		54	△35
当社からの増資収入	80	—	45
当社からの借入収入	80	—	125
その他収支	—	1	124

(2019年7月末時点の大松自動車の資金余力)

(百万円)

	項目	金額
①	一般債権弁済予定額	35
②	別除権弁済予定額	111
③	弁済予定総額 (①+②)	146
④	2019年7月末資金残高	124
⑤	差し引き資金余力 (④-③)	△22

イ 法的問題点の検討

本件コンサル取引の売上計上の根拠となった本件コンサル契約書は、上記第5の2(4)記載のとおり、M氏によってバックデートで作成され、FTF社と大松自動車間で対価の金額を含め契約条件等の交渉は一切行われていない。

また、M氏は、大松自動車の再生のために支援に費やした実費は回収する旨の意向を従来から示していた模様であるが、単に意向を示した以上に業務内容と対価についての当事者間の交渉が行われた形跡はなく、口頭による合意が成立したとも言い難い。

さらに、M氏が大松自動車の再生に向けて多大な労力を費やした事実は認められるものの、中心的な役割を担ったのはM氏のほか、H氏らをはじめとする当社の従業員であり、FTF社は大松自動車の視察やE氏に対する労働者派遣業務の研修を実施するなどの貢献がみられるものの、自社の業容拡大の取組みの側面が大きく、大松自動車に対する業務提供として行われたものが40百万円相当にのぼるとは到底認められない。

そうすると、本件コンサル契約書は合意の成立が認められないことに加え、大松自動車に対する支援の実態も反映されておらず、FTF社と大松自動車との間で、コンサルティング業務の提供についての契約が成立したとは到底いえない。

ウ 適用される会計基準

本件コンサル取引はFTF社の売上高として計上されており、収益認識基準を適用して当該取引の妥当性を判断する。

エ 会計処理の妥当性に関する判断

本件コンサル取引について、収益認識基準の契約成立5要件の成否が問題となる。

前述のとおり、本件コンサル取引は、契約の成立が認められないことから、①契約要件は充足しない。

また、上記のとおり大松自動車に40百万円の支払余力はなく、回収が見込めないことから⑤回収可能性要件は成立しない。なお、当社から資金の追加投入を行う方法もあり得るが、グループ内の資金移動により収益取引を計上する取引は経済合理

性が認められないから、④経済的実質要件が認められない。

以上の点から本件コンサル取引に関して契約成立 5 要件は充足せず、収益計上は認められないものと思料する。

(5) 本件コンサル取引の意図性・動機について

ア M 氏の説明内容

上記第 5 の 3(4)記載のとおり、本件コンサル取引は、FTF 社による収益計上が認められないものであるが、本件コンサル取引を単独で企図して実行した M 氏は、当委員会のインタビューにおいて、取引を実行した意図や動機について、大要、以下の説明をしている。

大松自動車は、2018 年 9 月以降の 10 か月間、取締役である私を含む FTF 社が中心となって大変な労力と時間をかけて再生しているが、経営面の諸問題を解決し適正化するために支援工数が増加した。2018 年 9 月に当社と大松自動車間で締結して 2019 年 4 月 1 日に当社の契約上の地位が FTF 社に承継された本件業務受委託契約の業務委託料毎月 8 万円は大松自動車の記帳代行をしていた税理士事務所の料金をベースとしていたが、同契約には、「業務委託料の内容は、売上実績および経済情勢の変化、その他にもとづき、当事者の協議の上、変更することができる。」との規定があり、当該規定の「その他」として本件コンサル契約書を締結した。月額 4 百万円は、大松自動車の支援に携わった当社及び FTF 社の人員の人件費を基準にして、粗利 50%程度で計算したものである。

これだけ大幅にコストが増加したのであるから大松自動車からコンサルティング料を受領しなければステークホルダーからお叱りを受けると思って売上計上した。民事再生中の大松自動車から 40 百万円もの売掛金をどうやって回収するかは考えていなかったが、大松自動車はやがて当社グループに入る会社であり、何とかなると思った。とりあえず大松自動車に対する支援の原価が発生していたので期間帰属をあわせるためには遅滞なく FTF 社で売上を計上する必要があると思った。

本件コンサル契約書は、Q 弁護士と S 会計士に確認してもらっており、了解ももらったもので私としては必要な手続は尽くしており、役務提供の実態もあるので正当な売上と考えている。

当社が計上している FTF 社のれんの減損の要否については、のれんの減損を阻止したいという思いはなく、必要であれば粛々と減損を計上すればよいと考えていた。FTF 社の業績については A 氏の責任であり、私の責任ではない。

イ 本件コンサル取引実行時の M 氏の意図

M 氏は本件コンサル取引による売上を正当なものと説明していることから、取引

実行時の M 氏の意図を検討する。

確かに、M 氏は、実際にバックデートで締結済みの本件コンサル契約書を 2019 年 6 月 26 日に Q 弁護士と S 会計士にそれぞれメールで送付した上で、メールや電話で確認をとっている事実は認められる。しかし、Q 弁護士は、監督委員の同意が必要な契約か否かという照会を受け、既に民事再生計画の認可決定が確定したことから監督委員の同意は不要と回答したのみであり、バックデートの契約の有効性等についての回答は行ってはいない。また、仮に M 氏が、Q 弁護士の回答により本件コンサル契約書は法的に問題ないと判断したとしても、S 会計士からは会計上の売上計上の可否について十分な確認をとったとは言い難い。すなわち、Q 弁護士の回答結果を S 会計士に報告した際、M 氏は、S 会計士から「FTF とのコンサル契約については、Q 先生の方で法的に問題ないということであればあとは会計処理を追加で入れることになります。(今まで聞いていなかった契約なので、大丈夫か否かの判断は当方では出来ません)」とのメールの返信を受けていることに加え、M 氏は、本件コンサル契約書がバックデートで締結された点を S 会計士には伝えておらず、これをもって会計上、問題なく売上計上が認められることを確認できたとは言い難い。

また、M 氏は、本件コンサル取引の売上を織り込んだ 19/6 着地見込みの数字をトーマツに提出後、トーマツからの質問に対し、本件コンサル取引の内容を説明する機会が幾度もあったにもかかわらず、J 氏や A 氏に説明を委ねていた。また、当委員会のインタビューにおいて、「バックデートをしたので後ろめたい気持ちがあった。」旨説明している。

加えて、M 氏は、本件コンサル取引の役務提供の実態はあった旨説明するものの、その対価として売上計上する 40 百万円の回収については現実的な回収を見込んでおらず、回収されとしても当社グループからの資金提供がなければ回収が困難であろうとの認識をもっており、⑤回収可能性要件を満たさない対価としての実態のない売上と認識していたことがうかがえる。

M 氏をはじめとする当社と FTF 社の役職員が大松自動車の経営改善に向けて多大な労力を費やしたことは事実と思われ、FTF 社がその対価を収受するのは正当な取引と M 氏が認識していた側面はある。しかしながら、上記の点からすると、M 氏は、少なくとも当社の連結決算の期末直前にバックデートで作成した本件コンサル契約書で売上計上するうしろめたさを感じつつも、そのような取引を実行する意図で本件コンサル取引を行ったと認められる。

ウ 本件コンサル取引を実行した動機

次に、M 氏がこうした意図で本件コンサル取引を実行した動機について検討するに、M 氏は、大松自動車から対価の回収を見込んでおらず、単に FTF 社に会計上の売上 40 百万円を計上するために取引を実行していることがうかがわれる。

この点、M氏自身は、多大な役務を提供した以上、対価をもらわなければステークホルダーの観点から問題となる旨の説明をしているが、民事再生手続中の大松自動車にはスポンサーである当社から提供する以外に弁済資金を工面する術がなく、当社グループ外からのキャッシュ・フローの流入を見込んでいなかった以上、ステークホルダーのためという説明に合理性はない。また、会計上の原価と利益の期間帰属をあわせるという点についても結局回収が見込めない以上、翌期以降での貸倒引当金の計上等による損失処理が避けがたい状況に陥ることは容易に想像できることからステークホルダーのためという説明は説得力が乏しい。

M氏自身の説明に合理性が乏しい状況を踏まえ、M氏が置かれた当時の状況や売上計上前後のM氏の言動等の状況証拠から動機を推認するべく各種の調査を実施したが、当委員会は、本件コンサル取引の動機となりうる複数の要因を特定したものの、そのうちの単一の要因が確定的な動機と推認するには至らなかった。

まず、当社が2018年7月にFTF社を買収後、同社が買収時の事業計画を達成できない状況が継続し、トーマツからFTF社のれんの減損の可能性の指摘を継続的に受けていた状況があったことからすると、M氏は当社のFTF社のれんの減損を回避するために本件コンサル取引を実行した可能性が考えられる。実際、M氏は、2019年6月24日頃に本件コンサル契約書をバックデートで作成し、同月26日にS会計士とQ弁護士に立て続けに確認を行った直後に、FTF社のA氏とC氏に対し、本件コンサル取引の売上を盛り込むことによりほぼ計画どおりの業績となる19/6着地見込みの作成を指示し、翌27日のトーマツとのFTF社のれんをアジェンダとする電話会議の資料として利用するとともに、翌28日には、平山社長と平山専務に対してFTF社が2019年6月に予算を上回った利益が確保でき、買収時の計画に近くなったとして減損の兆候がなくなった旨報告するメールを送信している。本件コンサル契約書作成直後のM氏のこうした行動に加え、M氏のA氏に対するメールのなかには、FTF社の業績が悪化するとFTF社のれんの減損により当社グループ全体に影響が及ぶことを指摘しているものが散見されることなどからすると、本件コンサル取引の実行にあたってM氏がFTF社のれんの減損の回避を念頭に置いていたことは認められる。しかしながら、M氏の報酬形態は当社やFTF社の業績に連動しない形で2年間毎に見直しが行われる固定報酬であり、自己の報酬のために当社やFTF社の業績に固執すべき状況がないことに加え、FTF社の業績に責任を負うのはA氏らFTF社の経営陣であることについては当社グループの共通認識があり、親会社の立場で管理するM氏に対して平山社長や平山専務その他の当社の役職員からFTF社の業績についての期待やプレッシャーがあったことはうかがわれない。また、平山社長や平山専務が当社のFTF社に対するのれんの減損回避をM氏に指示あるいは期待した形跡はなく、むしろ必要であればのれんの減損処理は粛々と実行する共

通認識が醸成されていたといえる。こうした状況からすると、当社の FTF 社に対するのれんの減損回避が M 氏の確定的な動機であったとは認められない。

動機として考え得る他の要因としては、買収時の取引から買収後の管理まで一貫して FTF 社に関与してきた M 氏が FTF 社の業績を計画通りに着地させるために本件コンサル取引を実行した可能性はある。実際、当社側で FTF 社を担当していた役員である平山専務はボトムアップ型で策定した事業計画の着実な遂行を重視する方針のもと FTF 社の取締役会で計画の未達を指摘して改善を促すことがあり、2019 年 5 月 29 日には M 氏が平山社長と平山専務に対して、FTF 社の改善が不十分で今後は自ら顧客別の改善まで進めて「6 月には黒字転換をさせます。」と FTF 社の業績についてのコメントともとれる内容のメールを送信している。こうした事情に加え、本件コンサル取引による売上計上により 19/6 着地見込みがほぼ予算どおりに着地する結果となることからすると、M 氏が FTF 社の予算達成を意識していた可能性は相当程度うかがえる。しかしながら、前述のとおり、FTF 社の業績に責任を負うのは A 氏らであることは当社グループ内での共通認識であり、親会社の立場で管理を担当するに過ぎない M 氏に対して平山社長らが FTF 社の業績悪化の責任を負わせ、あるいは予算達成を期待する言動はなく、FTF 社の業績悪化により M 氏が信頼を失う事態も想定されていなかったといえる。したがって、FTF 社の予算達成も M 氏の確定的な動機とは認めがたい。

これらの他、当時の M 氏は、FTF 社のれんの減損の要否の判断基準に関する議論を巡り、トーマツの説明が首尾一貫しないとして納得できないと考えていた模様であり、減損の計上回避に拘るといっても、いかなる判断基準を用いても減損が不要であるとトーマツに対して説明するために突発的に本件コンサル取引を思いつき実行した可能性も考えられる。その他、大松自動車に多額のコンサル費用を発生させることにより大松自動車の繰越欠損金を翌期以降で利用する当社グループの税務対策で本件コンサル取引を実行した可能性なども考えられるが、いずれも当委員会が本件コンサル取引の確定的な動機との心証を形成するには至らなかった。

調査の過程で M 氏に接し、当委員会は、M 氏が経営企画部門の能力に長けた仕事熱心な優秀な人物との印象を受けたが、そのような M 氏がバックデートで作成した契約書で期末間際に回収見込みのない多額の売上を計上する明らかに非通例的な取引をあえて実行した真意については理解することができなかった。

第6 類似事象の有無の調査

1 実施した調査の概要

当社及びそれ以外の当社グループにおける本件と類似の事象の有無を確認するため、当委員会は、大要、以下の調査を実施した。

- ① 関係会社間取引及び FTF 社の売上取引の検証
- ② 業務フロー・職務権限の検証
- ③ アンケート調査
- ④ デジタル・フォレンジック調査

2 関係会社間取引及び FTF 社の売上取引の検証

当委員会は、調査補助者である KPMG に指示して、下記の会計分析・調査を実施した。

- ① 2018年9月から2019年6月までの間に実行された大松自動車と当社グループ関係会社との取引のうち金額20万円以上の損益取引全件について、実在性を検証するため証憑突合を実施
- ② 2018年7月から2019年6月までの間に FTF 社と契約した新規得意先のうち、月額100万円以上の売上高となった相手先について、売上取引の実在性を検証するため、稟議書、契約書を閲覧した上で、証憑突合を実施

当該調査の結果、新たな不正や誤謬の具体的な証拠となる不適切な取引については発見されなかった。

3 業務フロー・職務権限の検証

当委員会は、調査補助者である KPMG に指示して、当社関係会社（FTF 社及び大松自動車を除く）における M 氏の役職・稟議決裁権限の状況調査を行った。当該状況調査の結果、M 氏が稟議決裁権限を有する会社に関しては、2018年7月から2019年6月までの稟議書全件を通査し、不正の兆候の存否を確認した。

当該調査の結果、新たな不正の兆候については発見されなかった。

4 アンケート調査

当委員会は、当社、平山社及び FTF 社を含む当社グループ8社の役職員170名に対し、架空取引その他の不適切な取引に関するアンケート調査を実施したところ、対象者全員から回答が得られた。

しかし、新たな不正や誤謬の具体的な証拠となる本件調査対象取引に類似した不適切な取引についての申告は得られなかった。

5 デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、調査補助者である KPMG に指示して、M 氏、A 氏及び B 氏等のメールデータ等に対するフォレンジック調査を実施し、当委員会で必要と認めたキーワードによりメール等を抽出し、本件以外の不正や誤謬も視野に入れた確認作業を実施した。

その結果、M 氏による本件調査対象取引の実行及び動機を推認させるメールが検出されたが、新たな不正や誤謬の発見につながる具体的な証拠は検出されなかった。

第7 本件の発生原因の分析

本件は、2019年6月期の第4四半期に取引が実行されているところ、財務情報を掲載した決算短信の公表や有価証券報告書等の開示が行われる前に発覚しており、当社としては市場に誤った情報を開示する前に検討・是正する機会を得ている。

しかしながら、本件を未然に防止し、あるいはより早期に発見されて是正された可能性があることを踏まえ、当委員会は、当社グループの組織体制の問題の有無に焦点を当てて、以下のとおり、本件の発生原因の分析を行った。

1 グループ戦略本部に対する牽制機能の問題

本件は、いずれもFTF社と大松自動車の間で行われたFTF社に売上を計上する取引であり、M氏が主導したものであった。すなわち、2018年7月に当社が子会社化したFTF社と2019年2月に当社がスポンサー契約を締結して子会社化する予定であった大松自動車との間でM氏の発案・指示で行われた取引に問題が生じたものである。M氏は、当社のグループ戦略本部長として、グループ全体の企業価値の向上のために各種の施策を立案・提案し、その実行を親会社の立場からモニタリングに徹すべき立場にあったが、これら2社についてはいずれも子会社化される前からM氏が深く関与した経緯から、各稟議書の確認を行うなどしてM氏が日常的な取引のレベルまで管理・監督を行うだけでなく、各種施策を事実上指示する体制となっていた。

加えて、FTF社は当社グループに新たに加入したグループ会社として、親会社の声を代弁する存在としてM氏の指示に盲目的に従い、大松自動車に至っては代表印兼銀行印を預かってM氏が思うがままに取引を行うことが可能な状況にあったことから、M氏の考案した施策は何の支障・検証もなく実行され、その活動は親会社としてのモニタリングの域を超えるものとなっていた。

しかしながら、この間、M氏が当社のグループ戦略本部長とグループ管理本部長を兼務する体制となっていたこともあり、少なくともFTF社や大松自動車に関するM氏の活動に対する日常的な牽制機能を発揮する組織や機関が存在しなかった。

平山社長や平山専務も出席して毎月開催される当社やFTF社の取締役会はFTF社の業務執行に対する監督機能を発揮しており、2019年7月16日に開催されたFTF社の取締役会においても期末に多額の売上を計上した本件コンサル取引は指摘を受けていたことから、本件コンサル取引の売上も早晩是正された可能性が高いが、グループ管理本部その他による日常的な牽制が機能していれば、本件コンサル取引を含む本件調査対象取引が未然に防止され、あるいは、より早期に発見された可能性がある。

2 FTF社におけるコンプライアンス態勢の問題

本件調査対象取引は、当社の傘下に入って以降、計画を達成しない業績で推移してきたFTF社に対して、M氏が業績改善のアイデアとして提示した取引が実行され

たものである。上場会社グループの傘下に初めて入った FTF 社にとって、親会社である当社の声を代弁する存在ともいえる M 氏の提案を重視するのはある意味当然ともいえるが、あくまでも取引の主体は FTF 社であり、FTF 社として適切な判断を行うための検討の必要性があったにもかかわらず、そうした検討が十分だったとは言い難い。

例えば、本件転籍派遣取引では、FTF 社として労働者派遣法上の問題を把握したにもかかわらず、M 氏からメールを受信してグループ企業間取引として許されると誤解し、行政当局への再確認や弁護士への相談などコンプライアンスに万全を期すための対応を行っていない。

また、本件職業紹介取引については契約条件に違反するものとまではいえないものの、わずか数日後に転籍して FTF 社に戻ってくる労働者を紹介したとして大松自動車から職業紹介料を受領するとともに労働者派遣料も受け取るという二重取りのような取引で経済合理性にも疑問の残るものであるにもかかわらず、FTF 社は、M 氏の指示を受けてなんら検討を行うことなく実行に移している。

さらに、本件コンサル取引については、2019 年 6 月まで FTF 社では取引の存在を全く認識していなかったものの、A 氏は、M 氏からの説明を受けてバックデートで作成された本件コンサル契約書の押印を安易に実行している。

一連の本件調査対象取引はいずれも M 氏が主導したものではあるが、FTF 社のコンプライアンス態勢が的確に機能していれば、未然に防止できた可能性があり、本件の原因の 1 つとして指摘せざるを得ない。

3 人材不足による脆弱な管理体制

本件で問題となった一連の取引について、平山社長や平山専務といった当社の経営陣の関与は認められず、当社の経営陣が FTF 社をはじめとするグループ会社に過度な収益プレッシャーをかけていた形跡はなく、上記 2 で指摘した FTF 社の問題を除き、当社グループでは健全な企業風土が醸成されている様子が見えなかった。

他方、ガバナンスの問題については、上記 1 記載のとおり、FTF 社と大松自動車における M 氏の活動に対する牽制機能の問題があるが、その根本原因としては、当社グループ全体で複数の役職を兼務するケースが多く、人材不足により管理体制が脆弱化していることが挙げられる。

第8 再発防止策の提言

上記第7で行った本件の発生原因の分析を踏まえ、当委員会は、以下のとおり、再発防止策を提言する。

1 グループ管理体制の強化

上記第7の1記載のとおり、本件の発生原因の1つとして、M氏がグループ戦略本部長とグループ管理本部長を兼務していたことによりFTF社と大松自動車においてM氏の活動に対する牽制機能が発揮されていなかったことが挙げられる。

こうしたM氏の兼務の状況は既に解消されているが、本件の原因となったことを真摯に反省し、当社グループの経営企画部門として企業価値の向上に向けた攻めの活動を行うグループ戦略本部長と管理部門として守りの活動を行うグループ管理本部長を兼務する人事異動は今後も禁止あるいは制限した上で、適切な人材をグループ管理本部長として選任し、グループ戦略本部の業務に対する牽制機能を発揮させるべきである。

また、M氏については、自身では本件コンサル取引は正当な取引と認識しているものの、会計上問題のある取引を実行したことを踏まえ、少なくとも財務経理業務に関与せず、経営企画などの業務に専任するような処遇を検討するべきである。

2 FTF社におけるコンプライアンス態勢の強化

上記第7の2記載のとおり、FTF社は、経営陣が不十分な検討で一連の取引の実行に至ったことを踏まえ、上場会社のグループ会社としてふさわしいコンプライアンス意識の醸成や態勢の強化に努めるべきである。

具体的には、改めて企業倫理やコンプライアンスの研修の実施、コンプライアンス室や法務室の体制強化などの方策を検討すべきである。

3 会計監査人とのコミュニケーションの円滑化

本件コンサル取引を実行したM氏の動機は明確ではない。しかし、本件の発生原因とまではいえないものの、M氏は、のれんの減損の基準等のやりとりをするなかで会計監査人の対応に不満を抱き、こうした会計監査人との関係が背景となってM氏の動機となった可能性がある。

こうしたM氏の不満はコミュニケーションの行き違いの問題と思われ、その発生原因は当社と会計監査人のいずれか一方の責めに帰すべきものではないと思われるが、本件のような事象の再発を防止するためには、当社と会計監査人のコミュニケーションを今後一層円滑にするための取組みを相互に行うことが望ましいと思われる。

4 中長期的な人材育成プランの策定・実行

当社グループは、最近の急激な事業の拡大に伴って多くのグループ企業で役職の兼務がみられる状況にあり、人材の不足が見受けられる。

今後も M&A 等による事業の成長を見込むのであれば、中長期的な人材確保や人材育成のプランを策定し、実行に移すことも検討に値するであろう。

第9 結語

本調査報告書に記載したとおり、本件調査対象取引の売上計上には不適切と思われる点が見つかったものの、その影響は限定的であり、その他の類似事象は見当たらなかった。この結果を踏まえ、当社の定時株主総会が法令定款に基づき適時におこなわれるよう期待するところである。

さらに、今回の件を糧として、当社グループが一層の発展を遂げるよう願ってやまない。

以上

別紙 連結グループ加入前の役務提供取引が与える影響

本件調査対象取引は、連結グループ加入前の時期に、当社グループ会社を役務提供者、被取得会社である大松自動車を被役務提供者として行われた。連結グループ加入前に被取得会社と当社連結グループ間で行われた役務提供取引が連結グループに与える影響を明らかにするため、以下、単純化及び簡略化した設例により、影響要因及び影響金額のシミュレーションを行う。

① 設例

被取得会社連結加入前連結 BS：現金 30、資本金 30
 被取得会社個別 BS：現金 10、負債 20、資本金 -（減資後）、剰余金△10
 役務提供取引の対価：被取得会社から当社グループに対する支払 10 を実施
 資本取引：当社グループから被取得会社に対して第三者割当増資 30 を実行

② 連結グループ加入前に役務提供取引が存在した場合

(ア) 【役務提供前】

(連結 BS：被取得会社加入前)

現金	30		
		資本金	30
		剰余金	-

(個別 BS：被取得会社)

現金	10	負債	20
		資本金	-
		剰余金	△10

(イ) 【役務提供取引実行】

現金	10	収益	10
----	----	----	----

費用	10	現金	10
----	----	----	----

(ウ) 【役務提供後】

(連結 BS：被取得会社加入前)

現金	40		
		資本金	30
		剰余金	10

(個別 BS：被取得会社)

現金	-	負債	20
		資本金	-
		剰余金	△20

(エ) 【第三者割当増資実行】

子会社株式	30	現金	30
-------	----	----	----

現金	30	資本金	30
----	----	-----	----

(オ) 【第三者割当増資後】

(連結 BS : 被取得会社加入前)

現金	10		
子会社株式	30	資本金	30
		剰余金	10

(個別 BS : 被取得会社)

現金	30	負債	20
		資本金	30
		剰余金	△20

(カ) 【連結 : 資本連結仕訳】

資本金	30	子会社株式	30
のれん※	20	剰余金	20

※第三者割当増資が追加取得として処理された場合、勘定科目は資本剰余金となる。

(キ) 【被取得会社加入後連結 BS】

(連結 BS)

現金	40	負債	20
のれん	20	資本金	30
		剰余金	10

③ 連結グループ加入前に役員提供取引が存在しなかった場合

(ア) 【役員提供前】

(連結 BS : 被取得会社加入前)

現金	30		
		資本金	30
		剰余金	—

(個別 BS : 被取得会社)

現金	10	負債	20
		資本金	—
		剰余金	△10

(イ) 【役員提供取引実行】

現金	—	収益	—
		費用	—
		現金	—

【役員提供後】

(連結 BS : 被取得会社加入前)

現金	30		
		資本金	30
		剰余金	—

(個別 BS : 被取得会社)

現金	10	負債	20
		資本金	—
		剰余金	△10

(ウ) 【第三者割当増資実行】

子会社株式	30	現金	30
		現金	30
		資本金	30

(エ) 【第三者割当増資後】

(連結 BS：被取得会社加入前)

現金	—		
子会社株式	30	資本金	30
		剰余金	—

(個別 BS：被取得会社)

現金	40	負債	20
		資本金	30
		剰余金	△10

(オ) 【連結：資本連結仕訳】

資本金	30	子会社株式	30
のれん	10	剰余金	10

(カ) 【被取得会社加入後連結 BS】

(連結 BS)

現金	40	負債	20
のれん	10	資本金	30
		剰余金	—

④ 役務提供取引の有無による異動

【被取得会社加入後連結 BS】

(i) 役務提供取引あり

現金	40	負債	20
<u>のれん</u>	<u>20</u>	資本金	30
		<u>剰余金</u>	<u>10</u>

(ii) 役務提供取引なし

現金	40	負債	20
<u>のれん</u>	<u>10</u>	資本金	30
		<u>剰余金</u>	<u>—</u>

【役務提供取引を実行した場合の影響 (i) - (ii)】

のれん	10	収益 (剰余金)	10
-----	----	----------	----

連結グループ加入前に当社グループと被取得会社間で役務提供取引が行われた場合、連結グループの観点からは現金預金残高に変化がないにも関わらず、当該役務提供取引金額に相当する金額だけ収益が多く計上され、その相手勘定はのれん（第三者割当増資が追加取得として処理された場合、相手勘定は「のれん」ではなく「資本剰余金」。）となる。

なお、こうした影響があること自体問題となる訳ではないが、恣意的に行われる場合には不適切取引と認定され得る点に留意が必要である。